

第 25 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和7年9月4日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
議第79号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第80号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第81号	御嵩農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議第82号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
報第27号	農地改良届について
報第28号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 大久保嘉博 事務局次長 伊藤博之 書記 宮内一成
6、会議録署名者	11番 田中 豊雄 委員 12番 瀬瀬 正彦 委員
7、欠席委員	1番 水野 宏治 委員 5番 木島 和美 委員
会 長	ただ今のお出席委員は、農業委員 12 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 25 回御嵩町農業委員会を開会します。本日、1 番 水野 宏治 委員、5 番 木島 和美 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録署名者に、11 番 田中 豊雄 委員、12 番 瀬瀬 正彦 委員を指名します。
事務局	それでは議題 79 号農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 2 ページをご覧ください。議第 79 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読) 別添資料は 1 ページから 19 ページをご覧ください。以上です。

<p>会 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について7番 山本 康彦 委員 説明願います。</p>
<p>7番 山本康彦 委員</p>	<p>7番山本です。1号事案について説明します。 事務局より説明がありました箇所は省略します。資料5-1をご覧ください。 申請地の場所は、送木橋から東に100m程の所です。 転用の目的は、一般個人住宅の庭及び駐車場で住宅との一体利用です。 権利を設定し、又は移転しようとする理由は、次のとおりです。 譲受人は、水道関係の事業を行っていて、倉庫付きの住宅と車両を駐車できる土地を探していました。条件に合った倉庫付き住宅は見つかりましたが、一部が農地であることが判明したため申請に至りました。譲渡人は、長年貸し付けていた土地であり、譲受人より購入の申し出があったため承諾しました。 事業の操業期間又は施設の利用期間は、許可日から永年です。 資金調達については、土地取得費10万円、駐車場造成費10万円合計20万円は全額自己資金です。なお、一体利用地及び建物の売買代金については、既に支払済みです。 転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要は、申請地東側は宅地、南側は道路、北側は宅地（一体利用地）、東側は宅地（一体利用地）を隔てて道路・水路に接しています。 申請地の南側及び西側にはコンクリートブロックが施工済みで、土砂等の流出はありません。 雨水は、自然浸透とし、万が一東側農業用水に流出する場合も、城町水利組合から同意済みです。 生活排水は、合併浄化槽にて処理します。 万が一、周辺に被害を及ぼした場合には、自己責任において解決されます。 誓約書、水利組合同意書、始末書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図を確認しました。 8月14日（木）に事前説明、8月26日（火）に現地確認を行いました。 以上から、本事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、住宅地が連担しているため第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p>

11 番 田中豊雄 委員	<p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案についてですが、山本 康彦 委員に関係する内容となりますので、山本 康彦 委員は農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(山本康彦委員退席)</p> <p>それでは11番 田中 豊雄 委員 説明願います。</p> <p>11番田中です。2号事案の説明を行います。事務局より朗読のあった部分については、省略します。資料の5-2、4ページから7ページをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、国道21号バイパスみたけ工業団地口交差点南へ100m程の所です。</p> <p>権利を設定し、又は移転使用とする理由の詳細は。譲受人は三重県桑名郡に本社を置き運送業を営んでおりますが、この度岐阜にも営業範囲を広げるため申請地西側の土地を取得しましたが、スペースが不足することから、申請地を取得したく本件申請に至った次第です。</p> <p>当該土地の選定理由及びその経緯。同地は営業所予定地の道路向かいであり従業員の駐車場として最適であること、また、お客様の商品を一時預かる事に対しても営業所から確認できる位置関係あることから防犯上の面で最適であることから、土地所有者にお願いしたところ承諾を得ることが出来たため申請地として選定しました。</p> <p>その他、検討しましたが従業員駐車場として利用できる距離で最適な土地を見つけることが出来ず本申請地を選定した次第です。</p> <p>事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日から永年間です。資金調達は全額自己資金で行います。</p> <p>申請地の西側道路、東側田、南側水路、北側道路です。雨水は碎石敷きのため自然浸透。汚水、雑排水は発生しません。</p> <p>転用する事によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要ですが東側の田との境界にはコンクリートブロックを設け土砂や雨水が流出しないように対策をします。</p> <p>万が一被害が発生した場合転用者の責任において解決します。</p> <p>西側私有地 ○○番地○○、○○番地、○○番地○○は一体利用地です。</p> <p>東側田、隣地について、7月30日に所有者へ転用計画を説明し、承諾を得ております。</p> <p>添付書類として、委任状、登記書、登記図、位置図、土地利用計画図、県知事あて誓約書、県知事あて確約書、残高証明書、定款、県知事あて理由書、当該土地の選定理由及びその経緯書、丸山堰水利組合の誓約書、が提出され確認しました。</p>
--------------	--

	<p>8月18日事前説明、26日に現地確認を行いました。 私は2号事案について問題無いと思います。皆様の審議をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。 審議終了いたしましたので、山本 康彦委員の着席を認めます。 (山本 康彦 委員着席) 次に3号事案について2番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
<p>2番田中幹三郎委員</p>	<p>2番田中です。3号事案について説明します。 事務局より朗読のありました事項については省略します。 申請地の場所は、あゆみ館から北東に約200メートルのところ です。 権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細は以下の通り です。 「譲渡人は現在、川辺町に居住しており、高齢で制作が困難になり 管理していけないため、本申請地を手放したいと考えていた。一 方、譲受人は現在の住居は手狭な上、同居している父が車椅子にて 生活しているため、車椅子での生活に適したバリアフリー住宅の建 設を目指していた。 町内の不動産業者に相談し、現在の住居からなるべく近い場所で 候補地を探していた。現在の住居の隣には兄世帯が住んでおり、両 親のケアのために、なるべく兄の住居の近くに住居を構えたいと考 え、条件に合う候補地を探していたが、なかなか見つからず困って いたところ、譲渡人から本申請地の譲渡の提案があり、求めていた 条件に合致するため譲渡人の提案に応じることとし、本申請に至り ました。」というものです。 書類については、許可申請書、行政書士委任状、土地の登記簿及 び公図の写し、位置図、住宅地図の写し、土地の利用計画図、建築 予定の住宅の平面図、住宅ローン事前審査結果の通知書、自己資金 として当てる預金の通帳の写し、隣地同意書、地元水利組合の同意</p>

	<p>書、誓約書、代替地の検討資料について確認しました。代替地の検討については、農地区分等を含め、のちほど事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>資金調達についての計画は以下のとおりです。</p> <p>土地購入費 0 円、造成費 400 万円、建築費 3,600 万円合計 4,000 万円、うち自己資金は 600 万円、借り入れは 3,400 万円の予定です。</p> <p>転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については以下の通りです。</p> <p>申請地の東側は町道、西側は河川（無尾川）、北側は隣接の農地（田）、南側は水路です。</p> <p>北側隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出防止を図ります。</p> <p>汚水は浄化槽にて処理し、処理水は西側の撫尾川に排水します。</p> <p>雨水は自然浸透及び東側に新設する敷地内側溝から集水ますを経て暗渠により西側の撫尾川へ排水します。</p> <p>その他、万一この転用によって他に被害を及ぼした場合は転用事業者の責任において解決します。というものです。</p> <p>その他参考となるべき事項としては以下の 2 点です。</p> <p>1 点目は隣地境界は確定済みであること、2 点目は、浄化槽処理水及び雨水排水先の撫尾川河川敷の排水口設置箇所について占用許可申請提出中であり、許可待ちの状態であることの 2 点です。</p> <p>事前説明を 8 月 18 日に受けました。現地確認は 8 月 26 日に実施しました。</p> <p>以上のことからわたくしは本申請内容について問題はないと思いますが、8 月 26 日の現地確認の際に委員の皆様からご指摘がありました接道要件について、住宅建設に関係する他の法令にのっとっているかどうか、現時点でははっきりしておらず、事業の実現の可否もはっきりしておりません。これらの点について、事務局からの説明をお願いしたいと思います。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、ここで締めさせていただきます。</p> <p>3 号事案については、田中委員から説明があったように、建築基準法上の道路であることの確認が必要だと思われます。事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>行政書士を通して建築事業者へ確認したところ、申請地東側の南北道路について、建築基準法上の道路であることは現時点で確認できていません。</p> <p>今後、町建設課から県へ道路判定を依頼することを確認しています。</p> <p>また、田中委員の話の中で代替地検討の話がありましたが、今回 3 筆農地以外の土地で御嵩町中地区の真名田、八ヶ洞、黒仏で検討</p>

<p>会 長</p>	<p>いただいています。代替地を検討された結果、立地が悪かったり、土砂災害警戒区域であることや、長男の家から遠く将来的に望ましくないという理由により、代替地検討の結果今回の申請に至った旨提出がありました。補足説明は以上です。</p> <p>事務局の説明から、農地転用を確実に実施できることが不確実であることから、3号事案について審議を保留することが妥当と考えます。委員の皆様いかがでしょうか？</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がなかったため、3号事案は保留とします。</p> <p>次に4号事案について10番 加納 恒明委員 説明願います。採決に入ります。</p>
<p>10番 加納 恒明委員</p>	<p>10番加納です。4号事案の説明をいたします。</p> <p>事務局から朗読された事については、省略いたします。資料の12ページから14ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、伏見郵便局より北に約100mの所です。</p> <p>転用の目的は宅地分譲です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は申請地を造成し、宅地分譲としての不動産取引を行うためです。譲渡人は、高齢となり耕作ができない為です。</p> <p>転用の目的に係る施設の概要は、宅地分譲3区画の計画です。</p> <p>事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日から永年です。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は東側は畑、西側は道路、南側は住宅及び畑、北側は道路及び一部宅地となっています。周辺には、新規コンクリートブロックにて土砂等の流出のないようにする。雨水は道路側溝に接続し汚水は下水道に接続する。</p> <p>万が一周辺に被害を及ぼした場合には申請人において解決する。</p> <p>添付書類は委任状・全部事項証明書、土地利用計画図、誓約書、融資証明書、現在事項全部証明書、隣地承諾書、可児土地改良区意見書、宅地建物取引業者免許書について確認しました。</p> <p>8月18日事前説明、8月26日現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから4号事案の申請内容については、私は問題が無いと思いますが皆様の審議をお願いします。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p>

10 番 加納 恒明委員	<p>挙手全員であります。よって、5号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に5号事案について引き続き10番 加納 恒明委員 説明願います。</p> <p>10番加納です。5号事案の説明をいたします。事務局から郎読された事については、省略いたします。資料の19ページから22ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は21号バイパス上恵土本郷東交差点より西に約300mの所です。転用の目的は、一般個人住宅です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細、譲受人は御嵩町に移住する為です。譲渡人は高齢者となり農地の管理が行き届かない為です。</p> <p>転用の目的に係る施設の概要は、木造平家建1棟の建築面積133.68㎡の専用住宅となっています。</p> <p>事業の操業期間又は施設利用期間は許可日から永久です。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、東側は有料駐車場、南側は道路、西側は住宅、北側は畑となっています。</p> <p>雨水は道路側溝へ、汚水は下水道に接続する。</p> <p>万が一被害が発生した場合は、自己責任で解決する。</p> <p>添付書類は、委任状・全部事項証明書・土地利用計画図・誓約書・残高証明書は確認。可児土地改良区意見書・隣地承諾書関係等については8月26日現地確認で確認しました。</p> <p>8月18日事前説明、8月26日現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから、5号事案の申請内容について私は問題が無いと思いますが、皆様の審議をお願いします。以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
2 番田中幹三郎委員	挙手
会 長	はいどうぞ
2 番田中幹三郎委員	<p>今回初めてのことなので教えてください。北側農地について、いろいろ可茂農林事務所に対する質問などの資料が添付されていますが、簡単に流れなどを教えていただけるとありがたいです。</p>
事務局	<p>現地確認の際に、北側農地の今後の管理方法についての話をさせていただきました。資料19ページをご覧ください。</p> <p>資料の内容を抜粋させていただくと、今回の申請により住宅が建築された場合、国有農地に接道をとる方法が困難となり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがあるのではないかという質問を県にさせていただきました。県からの回答は、他の土地に囲まれてい</p>

	<p>て公道に通じない土地の所有者は、公道に至るまで、その土地を囲んでいる他の土地を通行することが出来る（囲繞地通行権）とされているため、農地への通行可能であることから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあるとは言えないと回答がありました。</p> <p>行政書士を介して譲受人にその旨説明していただいた結果、図面のとおり、北側農地に侵入できるよう申請地西側の2m部分を進入路として確保頂けるよう図面に表記していただいています。</p>
2 番田中幹三郎委員	ありがとうございます。
会 長	他に質問はありますか。
鍵谷道隆推進委員	挙手
会 長	どうぞ
鍵谷道隆推進委員	一般の土地にもこういった権利は発生しますか？
事務局次長	資料 19 ページ右下の参考で民法とありますが、民法上の規定となりますので、囲繞地通行権は農地に関わらずあるという認識で良いです。
会 長	ほかに質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。5 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、5 号事案は適当と認め進達します。 次に議第 80 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	4 ページをご覧ください。議第 80 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5 ページをご覧ください。 (議案書 5 ページ朗読) 別添資料は 20 ページから 23 ページをご覧ください。

	<p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、6番 山本 恵美雄 委員 説明願います。</p>
<p>6番山本恵美雄委員</p>	<p>6番山本です。3条申請1号事案の説明を行います。事務局より朗読のあった部分については、省略します。資料の3-1、20ページから23ページをご覧ください。 申請地の場所は、みたけマレットゴルフ場より西へ200m程の所です。 権利を設定し移転しようとする理由としては、譲渡人はパン屋喫茶を経営していて、農業をする時間がない。譲受人は自宅前が農地で利便がよいためである。 土地の引渡しは、許可後3ヶ月以内、土地代金1,222,493円。契約期間は永年。 周辺地域との関係は支障なし。地域との役割分担の状況は、水利組合の参加、獣害被害対策に協力。誓約書確認いたしました。 8月9日(土)事前説明、8月17日(日)現地確認実施。 以上の事から私は何ら問題ないと思います。皆様の審議をよろしく願います。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて、日比野 勝伸 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>日比野勝伸推進委員</p>	<p>上之郷地区の日比野です。8月17日に地区担当の山本委員と現地を確認いたしました。 申請地は、申請人宅の道路を挟んだ直ぐ向かいにある土地で管理もしやすく、許可後は野菜の栽培など管理もしていただけるという事なので、何も問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。 次に議第81号、御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>6ページをご覧ください。 (議案書6ページ朗読)</p>

	<p>議第 81 号、御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について</p> <p>別添のとおり御嵩町農業振興地域整備計画の変更について、委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>資料 24 ページの「御嵩町農業振興地域整備計画の変更」をご覧ください。</p> <p>7 月 23 日に開催しました御嵩町農業振興地域整備促進協議会において、各筆調書に記載のある申請地の現地確認及び申請書による除外理由等から、「除外はやむを得ない」とされました。</p> <p>協議会の意見を基に御嵩町としての方針を検討した結果、同様な判断として、計画変更を進めることとしました。</p> <p>農用地利用確保計画の変更については、倉庫敷地が 1 件、建設業駐車場が 2 件、建設業資材置場が 1 件の 4 件で周辺の営農環境等に重大な支障を及ぼすことがなく、申請事由等から除外するものです。農用地区域から除外は 新規 4 件 4,887 平米となります。</p> <p>資料 25 ページには申請の一覧が記載されています。</p> <p>なお、資料 26 ページから 30 ページに申請箇所図と土地利用計画図を添付しています。皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。議第 81 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって、議題 81 号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更について、適当と認めます。</p> <p>次に議第 82 号農用地利用集積等促進計画案に対する意見について。を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>7 ページをご覧ください。議第 81 号農用地利用集積計画の決定について、別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする。8 ページをご覧ください。</p> <p>(8 ページ朗読)</p> <p>別添資料は 31 ページをご覧ください。以上です。</p>
会 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。番号 1 について田中 宣行 推進委員 説明願います。</p>
田中 宣行 推進委員	<p>御嵩地区担当の田中です。番号 1 について説明します。</p>

	<p>申請地は、国道 21 号線井尻交差点から南へ約 200m 場所です。 8 月 27 日に山本委員と現地確認しました。 以前から利用権設定しており、水稻等の作付けを行っており適切に管理されていることから、なんら問題ないと思われます。皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局	<p>今後耕作を予定している〇〇氏は、前耕作者の〇〇氏の息子であり、耕作経験や営農日数、耕作機械の所有状況から、当該申請地において営農を行っていくことについて、事務局としては問題ないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>採決に入ります。番号 1 について適当と認める方は挙手願ひます。手全員であります。よって番号 1 については適当と認め、意見は無しとして回答いたします。 次に報第 27 号について事務局より報告願ひます。</p>
事務局	<p>9 ページをご覧ください。報第 27 号 農地改良の完了報告について。 別表のとおり農地改良の完了報告があつたので委員会に報告するものとする。 10 ページをご覧ください。 (議案書 10 ページを朗読) 別添資料については、32 ページから 34 ページをご覧ください。 令和 7 年 7 月 14 日付けにて農地改良届の完了報告がありました。令和 7 年 8 月 25 日に事務局と、奥村俊雄委員及び日比野勝伸推進委員で現地を確認し、農地改良が問題なく実施されたことを確認いたしました。 説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>事務局からの補足説明はないとのことですので、1 号事案については以上となります。 次に報第 28 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局より報告願ひます。</p>
事務局	<p>11 ページをご覧ください。報第 28 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の</p>

<p>会 長</p> <p>事務局次長</p> <p>会 長</p>	<p>規定による届出について。 別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。12ページをご覧ください。</p> <p>(議案書12ページを朗読)</p> <p>以上です。</p> <p>事務局より補足説明はありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
------------------------------------	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

11 番

12 番
